

公共施設の利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

国分寺市（以下「市」といいます。）では、今後改定作業を進める予定である公共施設等総合管理計画の検討にあたり、公共施設個別施設計画及び公共施設適正再配置計画において検討優先度が高いとした施設を対象に、施設の有効活用や民間活力の投入、PPP/PFI の導入も視野に、利活用可能性やにぎわい創出のための機能導入の可能性等について、民間事業者の意見を聞きながら検討する必要があると考えています。

そこで、市は、民間事業者との「対話」を通じて、市内各公共施設の市場性等を把握し検討材料とするために、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」といいます。）を実施します。

2 調査の概要

（１）調査の名称

公共施設の利活用に関するサウンディング

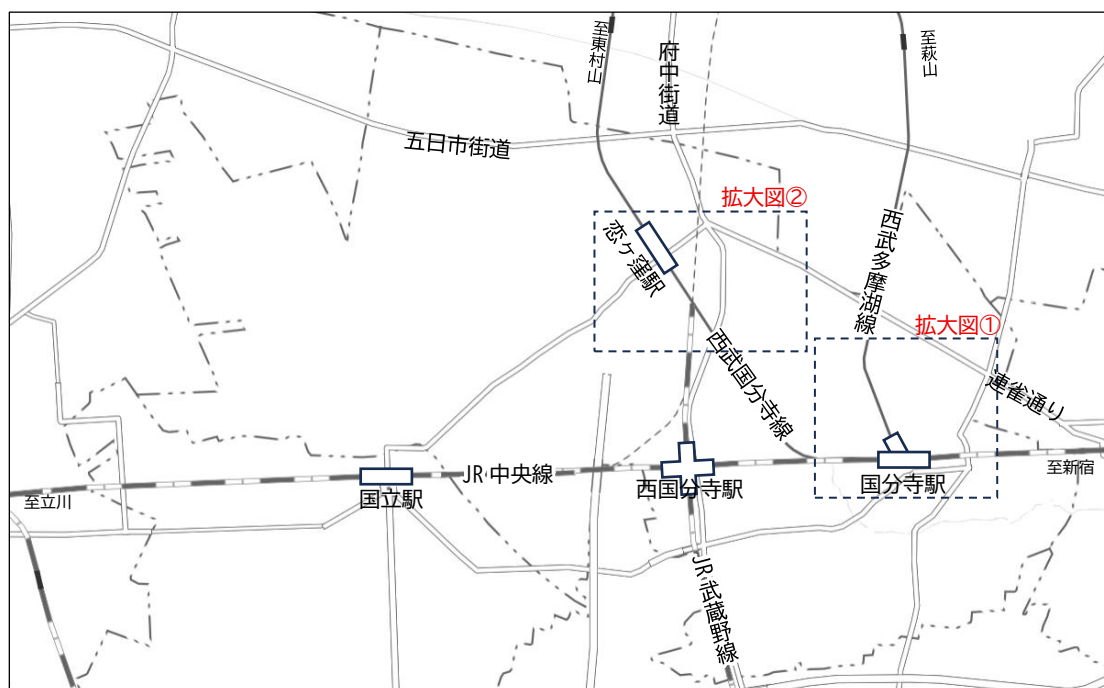
（２）対象施設

建物名称	所在地	延床面積	階数	竣工年	経過年数
本多児童館	本多 1-7-1	377 ㎡	地上 2 階	昭和 48 年 (1973 年)	52 年
市民本多武道館	本多 2-1-18	200 ㎡	地上 1 階	昭和 49 年 (1974 年)	51 年
市民スポーツセンター	小平市上水本町 6-22-1	4,349 ㎡	地上 4 階 地下 1 階	昭和 60 年 (1985 年)	40 年
市民室内プール	西恋ヶ窪 3-32-6	2,258 ㎡	地上 3 階	平成元年 (1989 年)	36 年

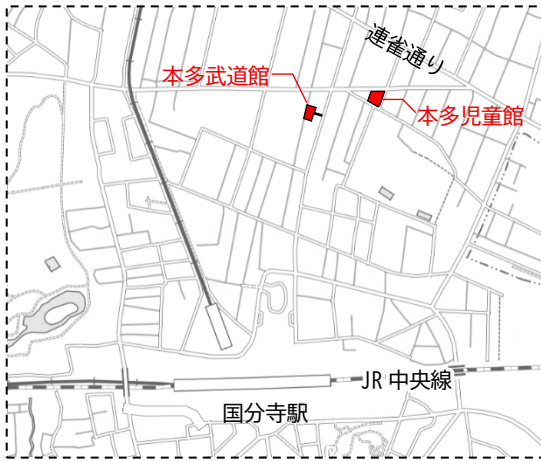
※各施設の詳細は別紙をご参照ください。

※対話を希望する施設は、1 つでも複数でも可とします。また、上記以外の市内公共施設への提案についても可とします。

【位置図】



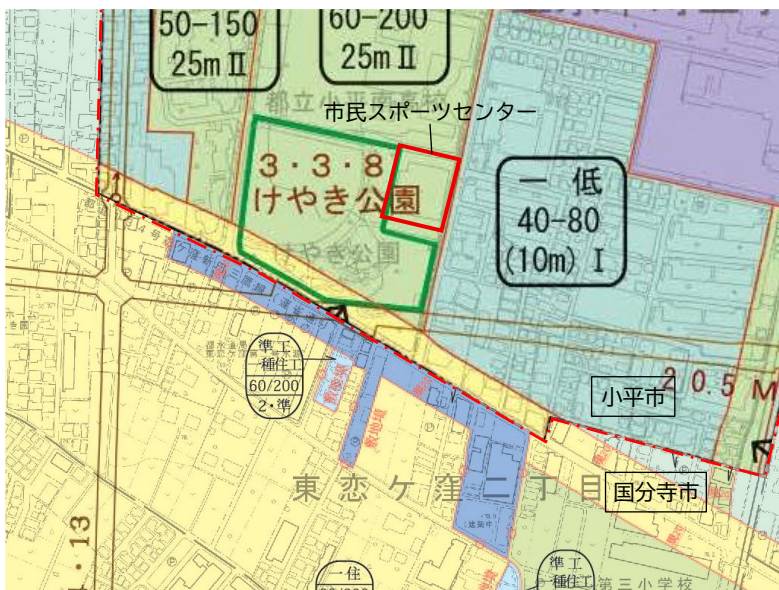
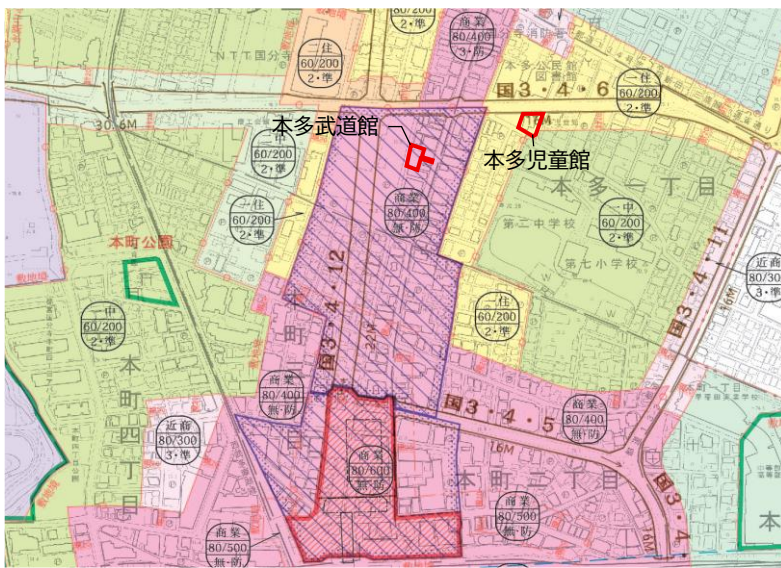
■拡大図①



■拡大図②



【都市計画図】



(3) サウンディングの対象者

- ・市内各公共施設の今後の利活用についてご提案または関心をお持ちの法人又は法人のグループ
※法人格を有する必要はありませんが、個人での参加はできません。
- ・ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で市から指名停止処分を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団排除条例等に該当する者
- ⑤ 市税等を滞納している者
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(4) 対話のテーマについて（予定）

- ・市場性や活用の可能性について（例：既存施設以外の新たな活用方法があるか）
- ・対象施設周辺の人流増加及びにぎわい創出のための取組について
- ・その他の御提案について

3 提案書に関する事項について

市では、既存施設にとらわれず、土地の立地特性や、対象施設の周辺地域を含めたまちづくりも視野に、どのような可能性があるか忌たんのないご意見を伺いたいと考えていますので、必須ではありませんが、ご提案があればご提出ください。※様式は不問です。

4 サウンディングの流れ

(1) 施設の見学

周辺を含めた施設の見学は自由とします。

(2) 参加申込み（事前申込み制）

令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時までにエントリーシートを公共施設マネジメント課にメールにて提出してください。送信後 2 日を過ぎても国分寺市からの受領の旨の返信がない場合は、お手数ですが、国分寺市政策部公共施設マネジメント課へご一報いただきますようお願いいたします。

なお、市公式ホームページにてエントリーシートのダウンロードができます。

(3) 対話日の決定

- ① 対話の日時等は、申込者にメール等にて別途連絡します。
- ② 申込み多数の場合は、対話日を調整します。

(4) 対話実施・追加対話

- ① 対話は、参加者のアイデア・ノウハウを保護するため、個別に実施します。
- ② 対話のために必要な資料がある場合は、当日持参してください。
- ③ 対話時間は、概ね 1 時間を予定しています。

- ④ 対話を行ったのち、必要に応じて追加の対話等を要請する場合があります。
- ⑤ 対話は、対面・リモート・対面とリモートのハイブリッドを選択できます。また、対話場所については、国分寺市役所（泉町 2-2-18）のほか、2（2）対象施設もしくはその近隣の公共施設を選択できます。

（5）対話結果の概要の公表

対話結果の概要については、それぞれ一覧にして市公式ホームページ等で公表します。

ただし、参加者名、ノウハウに係る部分等の非公開とすべき内容は公表しません。また、公表する内容については、参加者に事前確認させていただきます。

5 留意事項

（1）参加の扱い

今回のサウンディングへの参加・不参加は、今後の事業が具体化した際の参加資格・評価等に影響を与えるものではありません。

（2）費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成、提出等にかかるすべての費用は、参加者の負担とします。

（3）提出書類の取扱い・著作権等（提出された参加者対象）

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

また、提出書類は下記の目的以外では使用しません。

- ・対話結果の概要の公表
- ・対象施設の利活用の検討
- ・対象施設周辺の人流増加及びにぎわい創出のための取組の検討

6 問合せ先・エントリーシート提出先

（1）提出先メールアドレス

ko_mg@city.kokubunji.tokyo.jp

（2）問い合わせ窓口

所属 国分寺市 政策部 公共施設マネジメント課

担当 庄司、毛利、奥秋

電話 042（325）0114（直通）

（3）対話実施者

国分寺市 政策部 公共施設マネジメント課

【参考】今後のスケジュール

令和7年10月3日（金）まで	サウンディング受付け
令和7年10月10日（金）まで	調整期間
令和7年9月1日（月）から10月24日（金）	対話期間
令和7年11月7日（金）まで	対話結果公表のための事前調整